委　託　契　約　書

収　入

印　紙

京都府公立大学法人を甲とし、≪　決裁後記入　≫を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

（契約要項）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等
　病床運用最適化及び診療文書作成支援システム（MeDiCU）委託業務

(2) 委託料　≪　決裁後記入　≫　円
　年額　別紙のとおり
　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　≪　決裁後記入　≫　円）

(3) 委託期間　　契約締結日から令和９年３月 31 日まで

(4) 契約保証金　≪　決裁後記入　≫

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率　　年 3.0 パーセント

（契約保証金）

第１条の２　甲は、前条第４号の契約保証金を第８条第１項の遅延賠償金及び第 11 条第１項の違約金に充当することができる。

2　甲は、第５条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

（業務の処理の方法）

第２条　乙は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2　乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（処理状況の調査等）

第３条　甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（委託業務の内容の変更）

第４条　甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務完了報告及び検査）

第５条　乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を添えて甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3　乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4　第１項、第２項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

（委託料の支払）

第６条　乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

3　甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第１条第５号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4　前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第７条　甲が第５条第２項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った

日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第３項及び第４項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第８条　乙は、その責めに帰すべき理由により第１条第３号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第１条第２号の委託料に対し第１条第５号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第６条第４項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）」と読み替える。

２　前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

（契約の解除）

第９条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第４条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が３分の２以上減少したとき。

(2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（談合等による解除）

第 10 条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令、第 62 条第１項の規定による納付命令又は第 64 条第１項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第 11 条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の 10 分の１を違約金として甲の指定する期日

までに甲に支払うものとする。
(1) 第11条第１項の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当するときとみなす。
(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
3　甲は、第11条第２項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の１を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。
(損害賠償)
第12条　乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
(損害賠償の予定)
第13条　乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の 10 分の２に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第３号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
2　前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
(期限の利益の喪失)
第14条　第11条第１項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。
(相殺予約)
第15条　この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。
(権利の譲渡等)
第16条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
(再委託等の禁止)
第17条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。
(権利の帰属)
第18条　委託業務の遂行により乙から甲に納入された納入物品（以下「成果物」という。）のうち、有体物に係る所有権は、第５条に規定する検査の完了をもって甲に帰属するものとする。
2　ソフトウェア開発による成果物の著作権については、次のとおりとする。
(1）成果物のうち、新規に作成されたプログラムの著作権は、当該プログラムに関する第５条に規定する委託業務の検査の完了をもって乙から甲に譲渡されたものとする。
(2) 成果物のうち、乙が従前から保有していたプログラムを改変して作成したプログラムの著作権は、当該改変前のプログラムの著作権者に帰属するものとする。
(3) 成果物のうち、乙が従前から保有していたプログラムを改変して作成したプログラムは、著作権法（昭和45 年法律第63 号）第47 条の２の規定により、甲が自ら対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、これを自由に複製又は翻案（これにより創作した２次的著作物の複製も含む。）することができる。
(4) 成果物のうち、新規に作成したプログラムの構成部品であるルーチン、モジュール、関数、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で乙が従前から有していたプログラム構成部品の著作権及び新規に発生したプログラム構成部品の著作権は、乙に帰属するものとする。この場合、乙は甲に対し、当該プログラム

構成部品について、対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を許諾するものとする。

3　乙は、甲による成果物の利用に対し、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）を行使しないものとする。

（秘密の保持）

第19条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人データの保護）

第19条の2　乙は委託業務における個人データの取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令を遵守するとともに、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2　乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人データの取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。

(2) 個人データの取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。

(3) この契約による事務に関して知ることができた個人データを、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(4) この契約による事務を処理するため、個人データを取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。

(5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データが記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。

(6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データの漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。

(7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人データを取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人データを取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人データの安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人データが記録された資料等を運搬するときは、個人データの漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。

(9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人データが記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。

(10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人データをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人データの保護のために必要な事項を周知するとともに、個人データの適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。

(11) この契約による個人データの取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。

(12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人データの取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。

(13) 甲が、この契約による乙の個人データの取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。

(14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

（契約不適合）

第20条　甲は、目的物の引渡し完了後に、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）と認めたときは、乙に対し代品納入、目的物の修補又は代金減額を請求することができる。この場合、契約不適合によってこの契約の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

2　前項の場合において、さらに損害があるときは、甲は、損害賠償の請求をすることができる。

（関係法令の遵守）

第21条　乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法

（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第 22 条　この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

甲　　京都府公立大学法人
住　所　　京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町４６５
氏　名　　理　事　長　　金　田　章　裕　　印

乙
住　所
氏　名　　印